令和４年度
(2022年度)

総会議案書

令和４年(2022年)6月17日
於:一般社団法人日本精神科看護協会
東京研修会場

一般社団法人日本精神科看護協会
〒108－0075 東京都港区港南2-12-33 品川キャナルビル7F
TEL:03－5796－7033　FAX:03－5796－7034

一般社団法人日本精神科看護協会　活動理念

こころの健康を通して、
だれもが安心して暮らせる社会を
つくります。

令和4年(2022年)度
第47回定時総会次第

1．開会の言葉	業務執行理事　金子　亜矢子
2．会長挨拶	会　　長　吉川　隆博
3．資格審査結果報告	業務執行理事　金子　亜矢子
4．議長選出	
5．書記指名（承認）	
6．議事録署名人の報告	
7．議事	
1）第1号議案　2021年度事業報告および決算報告	業務執行理事　窪田　澄夫
2021年度監査報告	監　　事　吉野　百合
2）第2号議案　定款変更について	業務執行理事　窪田　澄夫
3）第3号議案　2023年度正会員会費の額について ※2022年度と同額	副　会　長　東　美奈子
4）第4号議案　補欠役員の選任について	副　会　長　工藤　正志
5）第5号議案　2022年度役員報酬上限額ついて ※2021年度と同額	副　会　長　山本　哲生
8．報告	
1）2022年度事業計画および予算について	業務執行理事　窪田　澄夫
2）2023年度学術集会開催地について	副　会　長　東　美奈子
9．議長解任あいさつ	
10．閉会の言葉	業務執行理事　金子　亜矢子

第１号議案　令和３年（2021年）度 事業報告および決算報告

令和３年（2021年）度の活動方針を、「1．自然災害や新型コロナウイルス感染症なども災害としてとらえ、災害発生時の会員やその所属施設に対する支援体制の検討と見直しを行う。」とし、行政による災害支援情報の共有や、医療福祉関係団体との協働について検討を始めた。

２つ目の方針を、「本部と支部の教育支援役割を明確にし、会員所属施設、本部、支部が一体となって、精神科看護者を育成することのできる教育支援体制を構築する。」とし、精神科看護職のクリニカルラダーを作成し、全国の支部に対する説明会や支部個別の相談会を実施するなど、本部と支部が一体となって教育支援体制の構築に向けた活動を行った。

Ⅰ．精神科看護領域の学術振興を図り、その成果を活用して精神障がい者を支援する事業

１．学術集会の開催

１）第46回日本精神科看護学術集会

月　　日：2021年６月12日（土）～13日（日）

学術集会主題：予測できない未来に備える事業継続計画（BCP）と対策

開催方法：大阪府大阪市の大阪コンベンションセンターをキャンセルし、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から会期を２日間に、オンライン学会（ライブ配信とオンデマンド配信）へと変更し、開催した。

参 加 者：703名

支部推薦論文：220題

一般演題Ａ：９題

研究助成論文：１題

一般演題Ｂ：中止

本学術集会の学術集会主題は「予測できない未来に備える事業継続計画（BCP）と対策」であった。基調講演、シンポジウム、第１回精神科看護CONGRESSを開催した。精神科看護CONGRESSのテーマは「精神科看護の今後の展望と協会の活動方針」「精神科医療・看護における倫理的課題への対応」「こころの日の取り組み」「政策提言の取り組み」「看護者の働き方改革」「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」「コロナ禍における自殺対策への参画」「日精看版クリニカルラダーの紹介」「特定行為研修制度と精神科認定看護師制度の改正」であった。支部企画をライブ配信およびオンデマンド配信で開催した。企業セミナーはライブ配信のみとした。また、支部推薦論文、一般演題、研究助成論文はオンデマンドで配信し、質疑応答roomを設けてライブ配信での質疑応答を行った。

参加費（事前申込）：会員13,200円（税込）、非会員24,200円（税込）

２）第28回 日本精神科看護専門学術集会

月　　日：2021年10月16日（土）～17日（日）

開催方法：富山県富山市の富山市民会館をキャンセルし、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からオンライン学会（ライブ配信とオンデマンド配信）へと変更し、開催した。

参 加 者：320名

一般演題Ａ（看護研究・実践報告・業務改善報告）：62題

精神科認定看護師実践報告：３題

一般演題Ｂ：中止

本学術集会では、「性暴力被害者の看護支援」をテーマとした学術講演、３つのテーマでのパネルディスカッション、テーマセッション、ミーティングルーム２題をライブ配信およびオンデマンド配信で開催した。企業セミナーはライブ配信のみとした。また、一般演題Ａ、精神科認定看護師実践報告をオンデマンド配信し、質疑応答roomを設けてライブ配信での質疑応答を行った。

参加費（事前申込）：会員13,200円（税込）、非会員24,200円（税込）

３）学術集会専用ホームページの管理および運用と改修を行った。

２．講座・セミナー開催

１）講座・研修会の開催

（１）　オンライン研修会を実施した。

オンデマンド配信

配信動画数：56本

受講者合計：10,636名

ライブ配信

配信数：９回

受講者数：217名

（２）　集合研修会を実施した。

実施回数：６回

受講者数：69名

（３）　精神保健医療福祉の動向をふまえ、47都道府県支部において支部研修会を開催した。

新型コロナウイルスの感染拡大が懸念され、集合研修の実施が中止となり、以下の結果となった。

開催日数：282日

受講者数：8,234名

受講料（税込）：会員 無料～6,600円（非会員 無料～13,200円）

（４）　医療安全推進フォーラムを開催した。

開 催 日：2021年11月23日（火）

開催方法：Web配信（ライブ配信およびオンデマンド配信）

受講者数：80名

テ ー マ：「ノンテクニカルスキルの基本ー安全な医療チームの構築をめざしてー」

受講料（税込）：会員2,200円　非会員3,300円

（５）　東京都からの委託による措置入院者退院後支援体制整備事業（退院後支援人材育成）として「東京都における措置入院者退院後支援ガイドライン」運用に伴う研修を開催した。

①専門研修

開 催 日：2021年12月13日（月）～2022年３月14日（月）

開催方法：Web配信（オンデマンド配信）

参 加 者：345名

②応用研修

新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止となった。

（６）　厚生労働省により特定行為研修制度における指定研修機関に認定された。また、特定行為研修制度に関する説明会の開催および受講者の募集を行った。しかし、出願者数が事業を実施するための定員に達しなかったため、令和４年度の開講は見送った。

説 明 会：①2021年11月24日（水）　②2021年12月１日（水）

参 加 者：①57名、②32名

第１回特定行為研修受講資格審査出願者数：１名

３．精神科認定看護師の認定に関する事業

１）第16回精神科認定看護師受講資格審査の実施

月　　日：2021年11月２日（火）

開催方法：オンラインにより実施

受 験 者：85名

合 格 者：70名

審 査 料：会員16,500円（税込）非会員27,500円（税込）

２）精神科認定看護師の養成

精神科認定看護師教育課程に基づき研修会、実習を実施した。

実 習 生：78名

指定実習施設：70施設

自施設実習：61施設

受講資格審査から認定登録までにかかる費用は以下の通りであった。

受講資格審査　審査料

会　員　16,500円（税込）
非会員　27,500円（税込）
研修会受講料　基礎科目･専門基礎科目
会　員　330,000円（税込）
非会員　495,000円（税込）
専門科目
会　員　92,400円（税込）
非会員　138,600円（税込）
中間試験
会　員　6,600円（税込）
非会員　9,900円（税込）
演習・実習費
会　員　154,000円（税込）
非会員　231,000円（税込）
認定審査料
会　員　33,000円（税込）
非会員　49,500円（税込）
登録料（会員のみ）
会　員　16,500円（税込）

3）第26回精神科認定看護師認定試験の実施
月　日：2022年2月19日（土）～20日（日）
場　所：AP品川アネックス（東京都港区）
受験者：77名

4）第26回精神科認定看護師認定審査会の実施
精神科認定看護師の認定、認定更新、再取得に関する審査を行い、その結果を理事会に答申した。2022年度の精神科認定看護師は合計863名となる。
月　日：2022年3月4日（金）
開催方法：Web開催
認定審査委員：
樋口 輝彦（国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター 名誉理事長）
宮本 真巳（東京医科歯科大学 名誉教授）
徳山 明広（一般財団法人信貴山病院ハートランドしぎさん 院長）
竹居 由香利（社会医療法人加納岩日下部記念病院 看護部長）
窪田 澄夫（一般社団法人日本精神科看護協会 業務執行理事）
認定試験合格者：59名
更新申請合格者：90名
再取得合格者：1名

5）精神科認定看護師制度に関する広報活動
（1）精神科認定看護師制度の普及を図るための企画を第1回精神科看護CONGRESSおよび日本精神科看護専門学術集会において実施した。
（2）精神科認定看護師制度の普及を図るために精神科看護師制度ガイドブック令和3年改訂版として2000部を発行した。
（3）精神科病院や一般病院に向けて精神科認定看護師制度の普及を図るための「精神科認定看護師をめざす方のための説明会」を開催した。
月　日：2021年6月26日（土）
開催方法：Web配信（ライブ配信）
参加者：75名
（4）一般病院の看護管理者を対象にした精神科認定看護師制度の広報活動を行った。
（5）精神科看護(Vol.48 No.11～Vol.49 No.3)において精神科認定看護師に関する連載を掲載した。

6）精神科認定看護師制度の改正に関する検討を行い、制度改正の時期を延期することにした。

4．研究助成事業

応募のあった6題を選考し、以下の2題を採用した。

1）テーマ：高齢統合失調症患者の語りが描く長期入院の経験―ライフストーリーを取り入れた事例研究―
研究代表者：林都子（JA三重厚生連鈴鹿厚生病院）

2）北海道における精神科認定看護師の役割開発をめざす学習ニーズ実態調査
研究代表者：石川千恵（旭川医科大学医学部看護学科）

5．学術集会誌の発行

1）「日本精神科看護学術集会誌（Vol.64. No1）」の編集を行い、メディカルオンラインに掲載した。

2）「日本精神科看護学術集会誌（Vol.64. No2）」看護研究論文の募集を行って編集をした。メディカルオンラインへは6月掲載予定。

6．政策企画事業

精神保健医療福祉領域における調査および検討を行い、結果を公開した。

1）令和4年（2022年）度診療報酬改定に係る訪問看護調査を実施し、厚生労働省へ情報提供を行った。

2）厚生労働省の担当部局等に精神科看護に係る要望書を提出した。
・2021年5月7日「看護補助者の確保を推進する措置」、「訪問看護・外来看護等のさらなる充実ための制度改正並びに予算措置」、「国民の心の病気に関する正しい知識を普及させるための教育に必要な制度改正並びに予算措置」についての要望書を看護問題対策議員連盟に提出した。
・2021年5月14日「障害者総合支援法の施行後3年を目処とした見直しに関する意見書」を社会保障審議会に提出した。
・2021年5月20日「令和4年度診療報酬改定に関する要望書」を厚生労働省保険局医療課、社会援護局障害保健福祉部精神障害・保健課へ提出した。
・2022年1月26日「障害者総合支援法・児童福祉法改正法施行後3年の見直しについての意見書」を公明党障がい者福祉委員会に提出した。
・2022年3月9日「精神保健医療の現状に関する意見書」を参議院自由民主党政策審議会へ提出した。

3）令和4年度看護関係予算概算要求の要望書を提出した。

4）「令和4年度診療報酬改定説明会」を対面形式とオンデマンド配信で実施した。
参加者：対面形式50名、オンデマンド配信551名

5）精神科看護CONGRESSプレフォーラムとして「身体的拘束」をテーマにしたフォーラムを4回開催した。

6）「精神科看護倫理綱領」を「精神科看護職の倫理綱領」に改正し、第46回日本精神科看護学術集会の精神科看護CONGRESSにてその旨周知するとともに、ブックレットを作成し、全会員に配布した。

Ⅱ．精神障がい者の自立をめざす活動に協力し支援する事業

1．精神障がい者が制作した作品の発掘や紹介

1）アールブリュット展の開催
月　日：2022年1月22日（土）～23日（日）
開催地：中野ブロードウェイ（東京都中野区）
観覧料：無料
内　容：「NAKANO街中まるごと美術館」と題して、作家による作品を街の至る所に展示する企画を実施した。

2）「わたしが見つけた！アート写真コンテスト」の実施
全国から93点の応募があり、審査会を開催した。
日　時：2021年4月20日（火）
会　場：協会事務局
審査員：
吉川　隆博（一般社団法人日本精神科看護協会　会長）
西岡　由江（一般社団法人日本精神科看護協会　業務執行理事）
末安　民生（一般社団法人日本精神科看護協会　相談役）
上坂　真人（株式会社アマナ　執行役員）
犬塚　潤一郎（実践女子大学生活科学部現代生活学科　教授）
岡山　慶子（株式会社朝日エル　朝日エルグループCEO）
北村　美和子（フォトグラファー／東北大学災害科学国際研究所）

櫻井　龍子（一般財団法人日本カメラ財団　理事長）
永岩　謙一（東洋羽毛工業株式会社代表取締役社長）
結　　果：グランプリ１点、準グランプリ２点、審査員特別賞７点、Nursing Star 賞１点

３）障害者の芸術文化を推進する全国ネットワーク「オリ・パラ障害者文化芸術ネット会議」に参画した。

２．「日精看しごとをつくろうプロジェクト」を実施し、精神障がい者の就労支援を行った。

３．日本財団主催の「就労支援フォーラム NIPPON2021」に運営実行委員として参画した。

１）就労支援フォーラム NIPPON ミニフォーラム
月　　日：2021年９月24日（金）
場　　所：Web 開催

２）就労支援フォーラム NIPPON2021
月　　日：2021年12月17日（金）～19日（日）
場　　所：フクラシア東京ステーション（配信場所）

４．被災地におけるメンタルヘルス支援

「福島県外避難者心のケア訪問事業」を受託し、19支部において354世帯の訪問を実施した。

Ⅲ．一般公衆に精神保健医療福祉に関する普及および啓発する事業

１．「こころの日」の実施

１）「大切な人に届けよう！日精看こころの看護便プロジェクト」を実施した。

長引く新型コロナウイルスの感染拡大によるこころの健康被害に対し、日精看本部、支部、会員個人が一体となってそれぞれの地域の人々のこころの健康をサポートすることを目的として実施した。

対面での活動は感染防止上困難であったため、下記のツールを使いながらこころの健康に関する普及啓発を行った。

（１）　こころの看護便ムービー
2020年度に作成した動画を一部ブラッシュアップし、YouTube で配信した。また、支部のこころの日の活動でも動画を配信した。
タイトル：大切な人の「こころのピンチ」を見逃さないで
YouTube 視聴回数：3,139回

（２）　こころの看護便ポケット
こころのお手入れのミニリーフレットをブラッシュアップし、28支部に11,000部、会員個人89名に13,610部を提供し、身近な人へ配布した。

（３）　こころの看護便ポスター
こころの看護便プロジェクトのポスターを制作し、支部の活動で活用した。

２）こころの日の事業推進

（１）　関係団体との連携を図りながら全国７支部で、こころの健康に関心をもつように呼びかけるポスターの掲示等を行い、市民を対象とした講演会やこころの健康に関する相談や助言、認知症を題材にした映画の上映を行った。
・茨城県支部　７月10日（土）
「こころの日」パンフレット配布、映画「オキナワへいこう」上映
・東京都支部　７月１日（木）
こころの看護便ポケットを活用した普及啓発活動を実施
・新潟県支部　８月６日（金）
こころの看護便ポケットを活用した普及啓発活動を実施
・石川県支部　９月26日（日）
石川県障害者ふれあいフェスティバルと協働して「こころの看護便ネット動画」の配信を実施
・愛知県支部　７月26日（月）
こころの看護便ポケットを活用した普及啓発活動を実施
・鳥取県支部　７月１日（木）
こころの看護便ポケットを活用した普及啓発活動を実施
・山口県支部　７月１日（木）
こころの看護便ポケットを活用した普及啓発活動を実施

２．「こころの健康出前講座」の推進（相談、助言）

１）社会貢献活動としての「こころの健康出前講座」を全国で実施し、精神疾患やメンタルヘルスに関する正しい知識の普及を図り、併せて相談・助言を行った。
開催回数：14回
内　　容：精神疾患やメンタルヘルスに関する正しい知識の普及を図り、併せて相談・助言を行った。
対 象 者：学生（小学・中学・高校）、高齢者、教職員、一般企業職員　等
参加者数：延べ446名
派遣講師数：13名

３．児童虐待に関する普及啓発および支援活動を実施

１）パパカードを活用し、児童虐待予防支援活動を実施した。
パパカードのダウンロード版に関しては、ホームページから無料で提供を行った。
なお、より具体的な支援計画を立案して実施している施設や団体等に関しては、事業計画書と事業報告書を提出してもらい、３箇所で活用された。

４．出版物の監修・情報誌の発行事業

１）ナーシング・スターの編集および発行を行った。

２）以下の書籍を監修、編集協力した。
VR 精神科看護（学研メディカル秀潤社）

５．こころの健康相談統一ダイヤル

全国６拠点（仙台市／東京都新宿区／名古屋市／大阪市／岡山市／福岡市）で公益社団法人日本精神保健福祉士協会と一般社団法人公認心理師協会と協働して実施した。

各拠点での相談件数は以下の通りであった。（2020年２月末まで）
仙台市：3,205件／新宿区：3,842件
名古屋市：3,093件／大阪市：3,669件
岡山市：2,608件／福岡市：2,781件
全拠点：19,198件

Ⅳ．その他の事業（相互扶助事業）について

１）19支部において会報誌を編集し、発行した。

２）ホームページで会員向けの情報提供を行った。

３）精神科看護管理ニュース Vol.87から Vol.100を発刊した。

４）会員表彰を行った。

（１）　表彰規程に基づき、功労者２名、優良会員13名の表彰を行った。

（２）　精神保健福祉連盟関連表彰の候補者を選考し、第68回精神保健福祉全国大会において、厚生労働大臣表彰を１名、精神保健福祉連盟会長表彰を７名が受賞した。

（３）　支部における表彰として、10支部で約189名が受賞した。

５）会員の慶弔を行った。

（１）　規程に基づき、３名に弔慰金を支給した。

（２）　支部規約に基づき、５支部８名に弔慰金を支給した。

Ⅴ．収益事業

にっせいかん青物横丁クリニックを運営した。

にっせいかん青物横丁ナースステーションは、2022年２月28日付で運営を休止した。

Ⅵ．管理事業

１．定時総会の開催

月　　日：2021年６月20日（日）
開 催 地：東京研修会場（東京都港区）
開催方法：オンライン
参加者０名（書面による議決権行使数24,916名）

2．理事会の開催

第1回：2021年5月15日（土）オンライン
臨　時：2021年6月20日（日）オンライン
第2回：2021年7月17日（土）オンライン
臨　時：2021年9月11日（土）オンライン
第3回：2021年11月20日（土）オンライン
臨　時：2021年12月15日（水）オンライン
臨　時：2022年2月23日（水）オンライン
第4回：2022年3月12日（土）オンライン

3．コンプライアンス委員会を下記の通り開催した。

月　　日：2022年2月5日（土）
開催方法：オンライン

4．組織強化活動

1）全国支部長会議を以下の通り開催した。
月　　日：2021年4月10日（土）
開催方法：オンライン

2）第3回地区支部教育委員長会議を以下の通り開催した。
北海道東北ブロック：
2021年7月18日（日）オンライン
関東ブロック：
2021年7月18日（日）オンライン
甲信越ブロック：
2021年7月23日（金）オンライン
東海ブロック：
2021年7月23日（金）オンライン
近畿ブロック：
2021年7月24日（土）オンライン
中国ブロック：
2021年7月24日（土）オンライン
四国ブロック：
2021年8月1日（日）オンライン
九州沖縄ブロック：
2021年8月1日（日）オンライン

3）会計担当者会議は、中止とした。

4）全国支部組織強化会議を以下の通り開催した
月　　日：2022年3月24日（木）
開催方法：オンライン

5）組織強化活動の支援のため25支部に協会役員を派遣した。

6）支部監査は、中止とした。

5．日精看ネット九州の運営を支援した。

6．支部サポート部門を協会内に設置し、3支部（青森県・茨城県・徳島県）に対して事務局業務のサポートを行った。

7．関係諸団体と緊密に連絡をとり、必要に応じて役員を派遣し連携を図った。

12団体に延べ35名の派遣を実施した。

8．情報システムに関する事業

1）情報収集・分析と提供

（1）　ホームページの管理を行い、内容の充実を図った。
①協会ホームページへのアクセス数は281,200件であった。
②学会サイトへのアクセス数26,186件であった。

（2）　ニュースや報告書等のデータをホームページ上で提供した。

2）協会と支部事務局、会員個人とのネットワークの構築

（1）　システムを改修した。

（2）　支部研修会情報を随時更新した。

（3）　協会メールマガジンを1回／月配信した。

役　員　一　覧

2022年3月31日現在

役職	氏名	所属施設名
代表理事（会長）	吉川　隆博	東海大学医学部看護学科
代表理事（副会長）	山本　哲生	社会福祉法人玉医会障害者支援施設たまきな荘
代表理事（副会長）	工藤　正志	医療法人久盛会秋田緑ヶ丘病院
代表理事（副会長）	東　美奈子	訪問看護花の森
業務執行理事	奥山　修	地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪精神医療センター
業務執行理事	金子亜矢子	一般社団法人日本精神科看護協会
業務執行理事	草地　仁史	一般社団法人日本精神科看護協会
業務執行理事	窪田　澄夫	一般社団法人日本精神科看護協会
業務執行理事	榊　明彦	医療法人社団翠会成増厚生病院
業務執行理事	中薗　明子	公益財団法人慈愛会谷山病院
業務執行理事	西岡　由江	社会福祉法人ファミーユ高知高知ハビリテーリングセンター
業務執行理事	西舘　均	一般財団法人岩手済生医会三田記念病院
業務執行理事	比嘉　将和	沖縄県立精和病院
業務執行理事	福田　晶子	JA三重厚生連鈴鹿厚生病院
理事	木戸　芳史	浜松医科大学医学部看護学科
理事	眞鍋　信一	社会医療法人北斗会さわ病院
監事	内野　隆幸	医療法人緑心会福岡保養院
監事	遠藤　宗孝	税理士法人遠藤税務会計事務所
監事	吉野　百合	一般財団法人創精会松山記念病院

教育認定委員会

役職	氏名	所属施設名
委員長	榊　明彦	医療法人社団翠会成増厚生病院
副委員長	中薗　明子	公益財団法人慈愛会谷山病院
副委員長	福田　晶子	ＪＡ三重厚生連鈴鹿厚生病院
委員	畦地　博子	高知県立大学看護学部
委員	木戸　芳史	浜松医科大学医学部看護学科
委員	眞鍋　信一	社会医療法人北斗会さわ病院
委員	米山奈奈子	秋田大学大学院医学系研究科保健学専攻

貸借対照表

2022年3月31日現在

（単位：円）

科目		当年度	前年度	増減
Ⅰ 資産の部				
1．流動資産				
現金預金		647,337,350	644,571,790	2,765,560
現金		468,788	556,008	△ 87,220
郵便振替		211,519,088	292,997,298	△ 81,478,210
普通預金		410,468,574	344,125,284	66,343,290
定期預金		24,871,900	6,884,200	17,987,700
商品券等		9,000	9,000	0
未収金		37,714,005	42,016,184	△ 4,302,179
前払金		2,249,910	6,504,734	△ 4,254,824
貯蔵品		247,910	351,940	△ 104,030
立替金		181,482	0	181,482
短期貸付金		147,300	70,000	77,300
仮払金		6,501	12,400	△ 5,899
未収消費税等		0	1,766,800	△ 1,766,800
	流動資産合計	687,884,458	695,293,848	△ 7,409,390
2．固定資産				
(1) 基本財産				
(2) 特定資産				
退職給付引当資産		39,656,000	57,643,700	△ 17,987,700
	特定資産合計	39,656,000	57,643,700	△ 17,987,700
(3) その他固定資産				
建物		63,278,886	63,278,886	0
建物附属設備		28,347,856	33,889,103	△ 5,541,247
構築物		700,000	700,000	0
一括償却資産		10,748,519	2,618,602	8,129,917
什器備品		24,627,017	41,050,111	△ 16,423,094
土地		48,364,000	48,364,000	0
減価償却累計額		△ 121,105,647	△ 105,717,942	△ 15,387,705
ソフトウェア		68,670,850	10,397,581	58,273,269
電話加入権		711,763	711,763	0
保証金		36,814,682	45,774,382	△ 8,959,700
長期前払費用		1,578,424	1,920,209	△ 341,785
	その他固定資産合計	162,736,350	142,986,695	19,749,655
	固定資産合計	202,392,350	200,630,395	1,761,955
	資産合計	890,276,808	895,924,243	△ 5,647,435
Ⅱ 負債の部				
1．流動負債				
未払金		13,488,377	17,041,766	△ 3,553,389
前受金		2,775,954	2,454,425	321,529
前受会費		170,060,000	179,520,000	△ 9,460,000
預り金		2,781,603	2,658,785	122,818
仮受金		0	147,000	△ 147,000
預かり敷金		80,000	0	80,000
未払法人税等		3,641,500	3,669,000	△ 27,500
未払消費税等		5,698,800	0	5,698,800
	流動負債合計	198,526,234	205,490,976	△ 6,964,742
2．固定負債				
退職給付引当金		39,656,000	57,643,700	△ 17,987,700
	固定負債合計	39,656,000	57,643,700	△ 17,987,700
	負債合計	238,182,234	263,134,676	△ 24,952,442
Ⅲ 正味財産の部				
1．指定正味財産				
2．一般正味財産		652,094,574	632,789,567	19,305,007
	正味財産合計	652,094,574	632,789,567	19,305,007
	負債及び正味財産合計	890,276,808	895,924,243	△ 5,647,435

貸借対照表　付属明細書

2022年３月31日現在

１．基本財産及び特定資産の明細

（単位：円）

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	期末帳簿価額
基本財産	該当なし	0	0	0	0
特定資産	退職給付引当資産 定期預金（三菱UFJ/浅草橋）	57,643,700	0	17,987,700	39,656,000

２．引当金の明細

（単位：円）

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
退職給付引当金	57,643,700	5,343,200	23,330,900	0	39,656,000

貸借対照表内訳表

2022年3月31日現在

（単位：円）

科目	実施事業等会計	その他会計	収益事業	法人会計	合計
Ⅰ 資産の部					
1．流動資産					
現金預金	293,296,298	△ 64,813,718	△ 43,660,316	462,515,086	647,337,350
現金	△ 52,126,029	△ 53,540,840	△ 1,049,675	107,185,332	468,788
郵便振替	1,185,009,055	5,244,612	2,200	△ 978,736,779	211,519,088
普通預金	△ 839,576,728	△ 16,517,490	△ 42,612,841	1,309,175,633	410,468,574
定期預金	0	0	0	24,871,900	24,871,900
商品券等	△ 10,000	0	0	19,000	9,000
未収金	35,157,022	454,776	2,102,207	0	37,714,005
前払金	1,077,420	17,039	0	1,155,451	2,249,910
貯蔵品	247,910	0	0	0	247,910
立替金	0	0	181,482	0	181,482
短期貸付金	0	0	147,300	0	147,300
仮払金	△ 36,996,241	△ 367,620	0	37,370,362	6,501
未収消費税等	0	0	0	0	0
流動資産合計	292,782,409	△ 64,709,523	△ 41,229,327	501,040,899	687,884,458
2．固定資産					
(2) 特定資産					
退職給付引当資産	0	0	0	39,656,000	39,656,000
特定資産合計	0	0	0	39,656,000	39,656,000
(3) その他固定資産					
建物	0	0	0	63,278,886	63,278,886
建物附属設備	0	0	9,774,270	18,573,586	28,347,856
構築物	0	0	0	700,000	700,000
一括償却資産	737,000	0	1,249,340	8,762,179	10,748,519
什器備品	0	0	9,742,889	14,884,128	24,627,017
土地	0	0	0	48,364,000	48,364,000
減価償却累計額	0	0	△ 12,545,926	△ 108,559,721	△ 121,105,647
ソフトウェア	3,672,000	0	4,950,000	60,048,850	68,670,850
電話加入権	0	0	0	711,763	711,763
保証金	0	0	116,000	36,698,682	36,814,682
長期前払費用	137,501	0	1,242,500	198,423	1,578,424
その他固定資産合計	4,546,501	0	14,529,073	143,660,776	162,736,350
固定資産合計	4,546,501	0	14,529,073	183,316,776	202,392,350
資産合計	297,328,910	△ 64,709,523	△ 26,700,254	684,357,675	890,276,808
Ⅱ 負債の部					
1．流動負債					
未払金	7,474,761	998,913	906,670	4,108,033	13,488,377
前受金	2,647,700	0	0	128,254	2,775,954
前受会費	0	0	0	170,060,000	170,060,000
預り金	10,909,165	△ 3,627	9,035,777	△ 17,159,712	2,781,603
仮受金	△ 411,782	0	0	411,782	0
預かり敷金	0	0	80,000	0	80,000
未払法人税等	0	0	0	3,641,500	3,641,500
未払消費税等	0	0	0	5,698,800	5,698,800
流動負債合計	20,619,844	995,286	10,022,447	166,888,657	198,526,234
2．固定負債					
退職給付引当金	0	0	0	39,656,000	39,656,000
固定負債合計	0	0	0	39,656,000	39,656,000
負債合計	20,619,844	995,286	10,022,447	206,544,657	238,182,234
Ⅲ 正味財産の部					
1．指定正味財産					
指定正味財産合計	0	0	0	0	0
2．一般正味財産	276,709,066	△ 65,704,809	△ 36,722,701	477,813,018	652,094,574
正味財産合計	276,709,066	△ 65,704,809	△ 36,722,701	477,813,018	652,094,574
負債及び正味財産合計	297,328,910	△ 64,709,523	△ 26,700,254	684,357,675	890,276,808

正味財産増減計算書

2021年４月１日から2022年３月31日まで

（単位：円）

科　　目	当年度	前年度	増　減
Ⅰ　一般正味財産増減の部			
１．経常増減の部			
（１）　経常収益			
受取会費	317,390,000	343,815,000	△ 26,425,000
正会員受取会費	316,930,000	343,360,000	△ 26,430,000
賛助会員受取会費	460,000	455,000	5,000
事業収益	182,550,311	102,151,100	80,399,211
学術集会参加料収益	13,965,600	6,072,000	7,893,600
研修会受講料収益	110,589,050	56,373,750	54,215,300
精神科認定看護師認定料収益	22,232,620	7,005,660	15,226,960
こころの健康出前講座収益	143,120	59,300	83,820
政策企画事業収益	2,102,100	95,700	2,006,400
学術誌・研究誌の発行事業収益	3,630	3,861	△ 231
出版物の監修、情報誌の発行事業収益	5,755,038	5,637,344	117,694
協賛広告料収益	1,907,500	1,035,000	872,500
相互扶助事業参加料収益	1,372,800	0	1,372,800
医療看護（クリニック・訪問看護）事業収益	24,478,853	25,868,485	△ 1,389,632
受取補助金等	127,583,831	105,909,459	21,674,372
受取国庫補助金	2,474,000	11,969,000	△ 9,495,000
受取地方公共団体補助金	89,005,573	86,947,795	2,057,778
受取民間助成金	36,104,258	6,992,664	29,111,594
受取寄付金	350,000	350,000	0
受取寄付金	350,000	350,000	0
雑収益	2,664,810	3,312,343	△ 647,533
雑収益	2,664,810	3,312,343	△ 647,533
受取利息	3,904	7,359	△ 3,455
受取利息	3,904	7,359	△ 3,455
経常収益計	630,542,856	555,545,261	74,997,595
（２）　経常費用			
事業費/管理費	602,339,096	557,275,567	45,063,529
役員報酬	1,200,000	1,100,000	100,000
給料手当	231,365,487	217,633,651	13,731,836
退職給付費用	5,343,200	7,183,600	△ 1,840,400
法定福利費	26,535,059	28,022,680	△ 1,487,621
福利厚生費	185,014	296,869	△ 111,855
懇親会費	0	38,000	△ 38,000
会議費	1,331,919	787,389	544,530
会場費	11,644,248	3,868,899	7,775,349
旅費交通費	21,327,553	17,807,131	3,520,422
通信運搬費	31,755,684	32,378,887	△ 623,203
渉外費	66,800	0	66,800
減価償却費	15,741,472	16,006,877	△ 265,405
消耗品費	9,258,759	13,664,189	△ 4,405,430
教材費	73,324	72,432	892
修繕費	11,163,823	11,030,836	132,987
新聞図書費	1,018,764	961,692	57,072
印刷製本費	29,035,306	21,035,795	7,999,511
コピー費	2,755,034	2,410,289	344,745
光熱水料費	3,999,296	3,807,066	192,230
広告宣伝費	361,500	99,000	262,500
地代・家賃	59,162,258	67,220,343	△ 8,058,085
リース料	5,570,860	7,625,845	△ 2,054,985

（単位：円）

科　　目	当年度	前年度	増　減
保険料	1,359,784	843,485	516,299
業務委託費	62,745,950	63,565,229	△ 819,279
諸謝金	39,161,986	18,092,689	21,069,297
表彰費	737,784	944,313	△ 206,529
租税公課	11,608,540	8,845,624	2,762,916
支払手数料	10,671,694	5,141,792	5,529,902
支払負担金	1,472,780	1,432,690	40,090
支払助成金	600,000	0	600,000
支払寄付金	10,000	296,914	△ 286,914
慶弔費	225,100	197,150	27,950
配布物品費	83,402	532,059	△ 448,657
法人住民税	3,641,500	3,669,000	△ 27,500
繰延資産償却費	548,835	312,291	236,544
雑費	576,381	350,861	225,520
経常費用計	602,339,096	557,275,567	45,063,529
当期経常増減額	28,203,760	△ 1,730,306	29,934,066
2．経常外増減の部			
（1） 経常外収益			
特別収益	0	192,671	△ 192,671
雑収益	0	192,671	△ 192,671
経常外収益計	0	192,671	△ 192,671
（2） 経常外費用			
固定資産除却損	1,301,173	4,071,869	△ 2,770,696
特別損失	7,597,580	11,727,269	△ 4,129,689
リース解約損	217,080	3,289,200	△ 3,072,120
雑損失	7,380,500	8,438,069	△ 1,057,569
経常外費用計	8,898,753	15,799,138	△ 6,900,385
当期経常外増減額	△ 8,898,753	△ 15,606,467	6,707,714
当期一般正味財産増減額	19,305,007	△ 17,336,773	36,641,780
一般正味財産期首残高	632,789,567	650,126,340	△ 17,336,773
一般正味財産期末残高	652,094,574	632,789,567	19,305,007
Ⅲ　正味財産期末残高	652,094,574	632,789,567	19,305,007

財 務 諸 表 に 対 す る 注 記

1．重要な会計方針

（1） 固定資産の減価償却方法

建物およびソフトウエアについては定額法、その他の資産については定率法を採用している。

なお、当期より一括償却資産およびソフトウエアの減価償却累計額は間接控除とした。

（2） 引当金の計上基準

退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当協会の退職手当支給規程による、当期末現在の要支給額を計上している。

（3） リース取引の処理方法

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

（4） 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2．特定資産の増減額及びその残高

特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

勘定科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
特定資産 退職給付引当預金	57,643,700	0	17,987,700	39,656,000

3．リース債務残高

当期末のリース債務残高は、什器備品他18件、8,450,508円である。

4．役員に対する給与・報酬等

役員に対する給与・報酬等の支払いは1,794,000円、監事報酬は1,200,000円である。

正味財産増減計算書内訳表

2021年４月１日から2022年３月31日まで

（単位：円）

科目	実施事業等会計								
	研修会事業	認定事業	学術集会	学会誌刊行	研究活動助成	政策企画事業	教育認定委員会	障がい者アート	災害地支援事業
Ⅰ　一般正味財産増減の部									
１．経常増減の部									
（１）　経常収益									
受取会費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
正会員受取会費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
賛助会員受取会費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業収益	76,861,750	55,473,520	14,953,100	3,630	0	2,102,100	0	0	0
学術集会参加料収益	0	0	13,965,600	0	0	0	0	0	0
研修会受講料収益	76,861,750	33,240,900	0	0	0	0	0	0	0
精神科認定看護師認定料収益	0	22,232,620	0	0	0	0	0	0	0
こころの健康出前講座収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0
政策企画事業収益	0	0	0	0	0	2,102,100	0	0	0
学術誌・研究誌の発行事業収益	0	0	0	3,630	0	0	0	0	0
出版物の監修、情報誌の発行事業収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0
協賛広告料収益	0	0	987,500	0	0	0	0	0	0
相互扶助事業参加料収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療看護（クリニック・訪問看護）事業収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受取補助金等	2,524,000	0	0	0	0	0	0	0	43,150,800
受取国庫補助金	2,474,000	0	0	0	0	0	0	0	0
受取地方公共団体補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	43,150,800
受取民間助成金	50,000	0	0	0	0	0	0	0	0
受取寄付金	0	0	0	0	0	0	0	350,000	0
受取寄付金	0	0	0	0	0	0	0	350,000	0
雑収益	550	0	120,400	16,280	0	0	0	0	0
雑収益	550	0	120,400	16,280	0	0	0	0	0
受取利息	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受取利息	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経常収益計	79,386,300	55,473,520	15,073,500	19,910	0	2,102,100	0	350,000	43,150,800
（２）　経常費用									
事業費/管理費	36,156,399	23,830,362	21,108,281	2,555,870	600,458	1,948,371	99,096	933,637	9,625,684
役員報酬	0	0	0	0	0	0	0	0	0
給料手当	213,917	222,000	12,000	0	0	83,400	75,000	0	144,000
退職給付費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法定福利費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福利厚生費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
会議費	494,978	86,196	0	0	0	0	0	0	0
会場費	1,996,532	3,565,066	4,629,680	0	0	0	0	0	0
旅費交通費	3,743,925	1,315,290	407,016	0	0	44,564	17,980	56,339	3,385,905
通信運搬費	654,310	375,410	146,034	1,619	0	2,684	0	93,876	1,648,785
渉外費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
減価償却費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消耗品費	397,408	222,973	4,735	110	0	16,958	0	451,204	1,002,696
教材費	67,824	0	0	0	0	0	0	0	0
修繕費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新聞図書費	5,170	2,200	0	0	0	0	0	0	244,651
印刷製本費	4,198,157	1,092,262	1,566,686	0	0	1,355,333	0	77,000	312,180
コピー費	52,971	0	0	0	0	0	0	0	0
光熱水料費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広告宣伝費	0	0	165,000	0	0	0	0	0	0
地代・家賃	0	0	0	0	0	0	0	0	0
リース料	69,030	0	0	0	0	0	0	0	0
保険料	9,941	439,990	0	0	0	0	0	0	368,236
業務委託費	5,067,392	4,609,327	12,784,961	2,498,650	0	111,994	0	124,000	199,400
諸謝金	15,507,600	11,667,000	985,135	0	0	77,000	0	80,000	2,250,600
表彰費	40,000	0	0	0	0	0	0	0	0
租税公課	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支払手数料	3,500,427	134,458	403,676	55,491	458	1,338	6,116	1,258	43,397
支払負担金	61,800	11,000	0	0	0	5,500	0	0	0
支払助成金	0	0	0	0	600,000	0	0	0	0
支払寄付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
慶弔費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
配布物品費	0	83,402	0	0	0	0	0	0	0
法人住民税	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰延資産償却費	45,833	0	0	0	0	0	0	0	0
雑費	29,184	3,788	3,358	0	0	249,600	0	49,960	25,834
経常費用計	36,156,399	23,830,362	21,108,281	2,555,870	600,458	1,948,371	99,096	933,637	9,625,684
当期経常増減額	43,229,901	31,643,158	△ 6,034,781	△ 2,535,960	△ 600,458	153,729	△ 99,096	△ 583,637	33,525,116
２．経常外増減の部									
（１）　経常外収益									
特別収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雑収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
（２）　経常外費用									
固定資産除却損	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別損失	0	247,500	0	0	0	0	0	0	0
リース解約損	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雑損失	0	247,500	0	0	0	0	0	0	0
経常外費用計	0	247,500	0	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	△ 247,500	0	0	0	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	43,229,901	31,395,658	△ 6,034,781	△ 2,535,960	△ 600,458	153,729	△ 99,096	△ 583,637	33,525,116

（単位：円）

						その他会計	収益事業			法人会計	合　計
こころの日	フォーラム事業	監修・誌面発行	出前講座事業	自殺予防	補助金事業	相互啓発扶助	訪問看護ST	クリニック	物件管理		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	317,390,000	317,390,000
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	316,930,000	316,930,000
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	460,000	460,000
0	0	5,755,038	143,120	0	486,400	2,292,800	12,894,149	11,584,704	0	0	182,550,311
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13,965,600
0	0	0	0	0	486,400	0	0	0	0	0	110,589,050
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22,232,620
0	0	0	143,120	0	0	0	0	0	0	0	143,120
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,102,100
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,630
0	0	5,755,038	0	0	0	0	0	0	0	0	5,755,038
0	0	0	0	0	0	920,000	0	0	0	0	1,907,500
0	0	0	0	0	0	1,372,800	0	0	0	0	1,372,800
0	0	0	0	0	0	0	12,894,149	11,584,704	0	0	24,478,853
0	0	0	0	35,936,758	2,691,457	14,751,316	147,000	28,265,000	0	117,500	127,583,831
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,474,000
0	0	0	0	0	2,691,457	14,751,316	147,000	28,265,000	0	0	89,005,573
0	0	0	0	35,936,758	0	0	0	0	0	117,500	36,104,258
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	350,000
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	350,000
158,500	30,000	11,502	0	0	0	0	0	12,100	652,002	1,663,476	2,664,810
158,500	30,000	11,502	0	0	0	0	0	12,100	652,002	1,663,476	2,664,810
0	0	0	0	0	0	0	53	694	0	3,157	3,904
0	0	0	0	0	0	0	53	694	0	3,157	3,904
158,500	30,000	5,766,540	143,120	35,936,758	3,177,857	17,044,116	13,041,202	39,862,498	652,002	319,174,133	630,542,856
2,245,117	336	32,423,077	49,527	31,800,071	788,068	18,393,007	24,562,724	51,762,355	1,410,154	342,046,502	602,339,096
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,200,000	1,200,000
21,000	0	0	0	30,970,692	0	7,621,617	18,960,961	38,564,500	0	134,476,400	231,365,487
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,343,200	5,343,200
0	0	0	0	0	0	0	2,786,298	4,379,013	0	19,369,748	26,535,059
0	0	0	0	0	0	0	27,500	0	0	157,514	185,014
19,016	0	0	0	0	34,600	208	0	0	0	696,921	1,331,919
49,435	0	0	0	0	208,440	0	0	0	0	1,195,095	11,644,248
123,185	336	0	1,920	432,043	186,229	379,734	923,481	1,488,874	248,956	8,571,776	21,327,553
67,962	0	8,174,770	1,674	24,456	20,892	500,218	1,192,568	1,300,530	84,506	17,465,390	31,755,684
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	66,800	66,800
0	0	0	0	0	0	0	284,020	4,075,251	0	11,382,201	15,741,472
3,278	0	700	110	0	25,633	207,823	185,416	272,059	11,300	6,456,356	9,258,759
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,500	73,324
0	0	0	0	0	0	0	4,600	296,392	297,880	10,564,951	11,163,823
0	0	0	0	0	0	97,900	0	4,884	0	663,959	1,018,764
495,000	0	7,080,384	0	0	0	5,698,191	0	15,950	0	7,144,163	29,035,306
0	0	0	0	0	0	23,340	121,026	158,400	0	2,399,297	2,755,034
0	0	0	0	0	0	0	0	0	34,040	3,965,256	3,999,296
44,000	0	0	0	0	0	0	0	0	70,000	82,500	361,500
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	59,162,258	59,162,258
20,000	0	0	0	0	0	42,900	0	167,724	0	5,271,206	5,570,860
0	0	0	0	0	0	0	25,900	132,666	0	383,051	1,359,784
1,326,113	0	17,122,042	0	131,504	0	35,120	0	0	620,716	18,114,731	62,745,950
70,000	0	6,000	43,433	0	308,000	2,789,308	0	0	0	5,377,910	39,161,986
0	0	0	0	0	0	697,784	0	0	0	0	737,784
0	0	0	200	0	0	0	0	0	0	11,608,340	11,608,540
4,128	0	39,181	2,190	238,865	4,274	57,179	42,054	47,737	31,876	6,057,591	10,671,694
0	0	0	0	0	0	0	0	364,000	8,880	1,021,600	1,472,780
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	600,000
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10,000	10,000
0	0	0	0	0	0	225,100	0	0	0	0	225,100
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	83,402
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,641,500	3,641,500
0	0	0	0	0	0	0	0	494,375	0	8,627	548,835
2,000	0	0	0	2,511	0	16,585	8,900	0	2,000	182,661	576,381
2,245,117	336	32,423,077	49,527	31,800,071	788,068	18,393,007	24,562,724	51,762,355	1,410,154	342,046,502	602,339,096
△ 2,086,617	29,664	△ 26,656,537	93,593	4,136,687	2,389,789	△ 1,348,891	△ 11,521,522	△ 11,899,857	△ 758,152	△ 22,872,369	28,203,760
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
										0	
0	0	0	0	0	0	0	501,768	0	0	799,405	1,301,173
0	0	0	0	0	973,000	0	217,080	0	0	6,160,000	7,597,580
0	0	0	0	0	0	0	217,080	0	0	0	217,080
0	0	0	0	0	973,000	0	0	0	0	6,160,000	7,380,500
0	0	0	0	0	973,000	0	718,848	0	0	6,959,405	8,898,753
0	0	0	0	0	△ 973,000	0	△ 718,848	0	0	△ 6,959,405	△ 8,898,753
△ 2,086,617	29,664	△ 26,656,537	93,593	4,136,687	1,416,789	△ 1,348,891	△ 12,240,370	△ 11,899,857	△ 758,152	△ 29,831,774	19,305,007

財 産 目 録

2022年 3 月31日現在

（単位：円）

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金　額
（流動資産）				
	現金	手元保管	運転資金として	468,788
	預金	郵便振替		211,519,088
		北海道支部		3,300
		神奈川県支部		1,100
		山梨県支部		13,200
		愛媛県支部		116,044
		ネット九州（研修）		7,467,500
		協会本部（研修）		6,263,556
		認定		12,768,996
		会費		173,238,526
		刊行物		3,351,488
		相互扶助		4,955,752
		その他		3,339,626
		普通預金		410,468,574
		九州ネット		356,237
		クリニック（りそな銀行）		42,832,067
		訪問看護ステーション（りそな銀行）		5,810,715
		クリニック（ゆうちょ銀行）		42,691
		訪問看護ステーション（ゆうちょ銀行）		18,903
		協会本部（C口座：ゆうちょ）		164,757,688
		振込代行（楽天）		26,643
		協会（楽天）		4,618,150
		協会本部（りそな銀行秋葉原支店）		90,467,525
		京都センター（りそな銀行秋葉原支店京都）		678,002
		九州ネット（りそな銀行秋葉原支店九州）		105,225
		協会本部（ゆうちょ銀行）		1,256,937
		協会本部（三井住友銀行浅草橋支店）		6,748,063
		協会本部（三菱UFJ銀行浅草橋支店）		85,268,489
		協会本部（三菱UFJ銀行浅草橋支店義援金）		56,195
		協会本部（みずほ銀行横山町支店）		3,802,042
		協会本部（みずほ銀行府中支店）		3,623,002
		定期預金		24,871,900
		協会本部		24,871,900
		商品券等		9,000
		協会本部		9,000
	未収金			37,714,005
	新潟県支部			454,776
	協会本部			37,259,229
	前払金			2,249,910
	北海道支部			45,220
	岩手県支部			46,800
	山形県支部			58,300
	群馬県支部			17,039
	神奈川県支部			104,764
	新潟県支部			38,655
	兵庫県支部			85,000
	山口県支部			444,000
	宮崎県支部			35,620
	協会本部			1,374,512
	貯蔵品			247,910
	立替金			181,482
	協会本部			181,482
	短期貸付金			147,300
	仮払金			6,501
	福島県支部			1
	愛知県支部			1,500
	熊本県支部			5,000

（単位：円）

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金　額
流動資産合計				687,884,458
（固定資産）				
特定資産				
	退職給付引当資産			39,656,000
	退職給付引当資産（一般）			39,656,000
その他固定資産				
	建物			63,278,886
	建物附属設備			28,347,856
	構築物			700,000
	一括償却資産			10,748,519
	北海道支部			150,700
	秋田県支部			147,744
	宮城県支部			120,000
	福島県支部			130,980
	茨城県支部			128,000
	新潟県支部			120,483
	岐阜県支部			146,000
	愛知県支部			110,000
	和歌山県支部			116,578
	岡山県支部			340,000
	広島県支部			372,300
	山口県支部			379,500
	徳島県支部			131,780
	佐賀県支部			199,800
	長崎県支部			394,240
	宮崎県支部			162,580
	鹿児島県支部			301,200
	九州ネット			190,000
	協会本部			6,779,347
	京都センター			327,287
	什器備品			24,627,017
	北海道支部			237,090
	岩手県支部			267,840
	大阪府支部			1,097,024
	鹿児島県支部			200,000
	協会本部			22,533,463
	京都センター			291,600
	土地			48,364,000
	減価償却累計額			△ 121,105,647
	建物（本部）			△ 71,376,312
	構築物（本部）			△ 699,999
	什器備品（支部）			△ 1,300,783
	什器備品（協会本部）			△ 17,362,707
	一括償却資産（支部）			△ 2,439,492
	一括償却資産（協会本部）			△ 6,825,032
	ソフトウェア（協会本部）			△ 21,101,322
	ソフトウェア			68,670,850
	電話加入権			711,763
	保証金			36,814,682
	長期前払費用			1,578,424
固定資産合計				202,392,350
資産合計				890,276,808
（流動負債）				
	未払金			13,488,377
	北海道支部			39,584
	青森県支部			16,500
	秋田県支部			11,716
	山形県支部			221,120
	宮城県支部			84,771
	福島県支部			840
	埼玉県支部			128,284

（単位：円）

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金　額
	東京都支部			178,942
	神奈川県支部			2,160
	新潟県支部			456,679
	長野県支部			16,280
	山梨県支部			3,630
	石川県支部			24,000
	静岡県支部			4,320
	愛知県支部			104,500
	三重県支部			91,500
	滋賀県支部			16,385
	京都府支部			84,400
	大阪府支部			141,169
	兵庫県支部			3,300
	島根県支部			318,873
	山口県支部			137,220
	香川県支部			32,400
	愛媛県支部			65,528
	高知県支部			600
	福岡県支部			5,000
	長崎県支部			55,902
	熊本県支部			10,500
	宮崎県支部			129,237
	協会本部			11,103,037
	前受金			2,775,954
	北海道支部			33,000
	茨城県支部			6,600
	神奈川県支部			23,800
	山梨県支部			52,800
	大阪府支部			2,200
	長崎県支部			2,200
	協会本部			2,655,354
	前受会費			170,060,000
	協会本部			170,060,000
	預り金			2,781,603
	住民税（協会）			740,200
	住民税（支部）			21,700
	健康保険（協会）			655,620
	健康保険（支部）			11,640
	厚生年金保険（協会）			976,305
	厚生年金保険（支部）			18,300
	その他（協会）			357,838
	預かり敷金			80,000
	未払法人税等			3,641,500
	未払消費税等			5,698,800
流動負債合計				198,526,234
（固定負債）				
	退職給付引当金			39,656,000
固定負債合計				39,656,000
負債合計				238,182,234
正味財産				652,094,574

監 査 報 告 書

一般社団法人日本精神科看護協会
会 長　吉 川 隆 博　殿

私達は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第46期会計年度における一般社団法人日本精神科看護協会の業務および財産の状況について、定款30条および53条に基づき監査を行い、次のとおり報告いたします。

《監事の監査の方法およびその内容》

各監事は、理事および使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧しました。

また、本来は、実地調査を行うべきところですが、今期は新型コロナウイルス感染が蔓延したため、やむを得ずWebにて業務および財産の状況、さらに会計帳簿またはこれに関する資料の調査を行いました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算関係書類（貸借対照表、正味財産増減計算書およびこれらの附属明細書）について検討いたしました。

《監査意見》

（1） 計算書類および附属明細書は、法令および定款に従い本協会の財産および正味財産増減の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

（2） 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、本協会の状況を正しく示しているものと認めます。

（3） 理事の業務執行に関する不正の行為および法令若しくは定款に違反する重大な事実はないと認めます。

以 上

令和4年5月13日
一般社団法人 日本精神科看護協会

監 事：内 野 隆 幸　㊞

監 事：吉 野 百 合　㊞

監 事：遠 藤 宗 孝　㊞

第２号議案　定款変更について

現行の総会の構成員である正会員に代わり、会員の中から一定数の代議員を選出し、当該代議員をもって総会の構成要員とする「代議員制度」を、2023年度より導入するため、定款の一部を下記の通り変更する。

一般社団法人 日本精神科看護協会　定款

第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は、一般社団法人日本精神科看護協会（以下「本協会」という。）と称する。

（事務所）

第２条　本協会は、主たる事務所を東京都港区に置く。

２　本協会は、理事会の決議により従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第２章　目的および事業

（目的）

第３条　本協会は、精神保健・医療・福祉領域での業務経験を有する者が集い、精神科看護領域の学術の振興を図り、その成果を活用することで、精神的健康について支援を必要としている人々が安心して暮らせる社会をつくっていくことを目的とする。

（事業）

第４条　本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）　精神科看護領域の学術の振興を図り、その成果を活用して精神障がい者を支援していく事業

（２）　精神障がい者の自立を目指す活動に協力し、支援していく事業

（３）　診療所等、医療の提供に必要な施設を運営していく事業

（４）　訪問看護等の提供に関する事業

（５）　障がい者総合支援、介護保険に関する事業および事業所等を運営していく事業

（６）　自治体およびその関係団体事業に関する受託事業

（７）　一般公衆に対する精神保健医療福祉に関する普及啓発活動

（８）　会員に情報提供を行う事業

（９）　会員間の相互啓発・相互扶助を図る事業

（10）　施設の貸与に関する事業

（11）　その他、本協会の目的を達成するために必要な事業

２　前項の全ての事業は、日本全国において行うことができるものとする。

第３章　会員

（法人の構成員）

第５条　本協会に次の会員を置く。

（１）　正会員　本協会の目的に賛同して入会した医師、保健師、看護師もしくは准看護師の免許取得者および精神保健・医療・福祉領域での業務経験を有する者。

（２）　賛助会員　本協会の目的に賛同し、本協会の事業を援助するため、本協会に入会した個人もしくは団体。

（３）　名誉会員　本協会に顕著な功績があった者として理事会が名誉会員たることを承認した者。

（会員資格の取得）

第６条　本協会の正会員または賛助会員になろうとする者は、理事会の定める申込書により入会の申し込みをしなければならない。理事会は、会員資格の要件を満たす者から入会申込書の提出があった時は、直近に開催される会議においてその者の入会を承認しなければならない。

２　会員は、理事会の入会承認決定があった時から会員権を行使できる。

（会員名簿）

第７条　本協会は、会員の氏名または名称および住所を記載した会員名簿を作成し、主たる事務所に備え置くとともに、会員からの閲覧の請求に応じるものとする。

２　会員資格を取得した者の会員名簿への登載、会員名簿の閲覧許可などの事務手続きについては、別に定める会員管理事務規則において定める。

（費用の負担）

第８条　会員は、当該事業年度が始まる前に開催される総会において、別に定める正会員会費を当該事業年度開始後１箇月以内までの間に納入する義務を負う。

２　前項の規定にかかわらず、総会は正会員の経済的事情等を考慮して、会費の納入につき全部または一部免除することができる。

（任意退会）

第９条　会員は、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第10条　会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

（１）　本協会の定款または規則に違反したとき。

（２）　本協会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

（３）　その他、除名すべき正当な事由があるとき。

（会員資格の喪失）

第11条　前２条の場合の他、会員は次のいずれかに至ったときは、その資格を喪失する。

（１）　会費の納付を当該事業年度内に履行しなかったとき。

（２）　総代議員が同意したとき。

（３）　当該会員が死亡したとき。

２　本条第１項第１号に該当して会員資格を喪失した者であっても、その者が会費を納入した時には、ただちに会員権を回復できる。

第４章　代議員

（代議員制）

第12条　この法人に代議員を置き、概ね正会員200人の中から１人の割合をもって選出される代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第11条第１項第５号に規定する社員とする。端数の取扱いについては理事会で定める。

２　代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。

３　代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。

４　第３項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事または理事会は、代議員を選出することはできない。

５　第３項の代議員選挙は、２年に１度、12月に実施することとし、代議員の任期は、選任の２年後に実施される代議員選挙終了後、次の代議員が就任するときまでとする。ただし、再任は妨げない。なお、代議員が総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員の解任の訴え（法人法第266条第１項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第１項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員の選任及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（法人法第146条）についての議決権を有しないこととする）。

６　代議員の定数に欠員が生じた支部においては、代議員補欠選挙を行うことができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了するときまでとする。但し、欠員が生じた場合であっても、欠員が生じた日において、支部で登録されている代議員数が１人以上、かつ代議員の総数が本協会の正会員数を200で除した数を上回る場合は、代議員補欠選挙を行わない。

７　代議員補欠選挙は、代議員補欠選挙を行うに至る欠員が生じた日より90日以内で、かつ社員総会開催日の30日よりも前までに行う。

８　第７項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に実施される第６項の代議員選挙終了のときまでとする。

９　正会員は、法人法に規定された次に掲げ

る社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。
（1） 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
（2） 法人法第32条第2項の権利（会員名簿の閲覧等）
（3） 法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
（4） 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）
（5） 法人法第52条第5項の権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）
（6） 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
（7） 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
（8） 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

10 代議員には報酬を支給しない。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

（代議員の解任）

第13条 代議員が、次の各号の一に該当するときは、総代議員数の3分の2以上の決議により解任することができる。この場合、総会で決議する前にその代議員に弁明の機会を与えなければならない。
（1） 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき
（2） 職務上の義務違反、その他代議員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

第5章 総会

（構成）

第14条 総会は、全ての代議員をもって構成する。なお、総会をもって法人法上の社員総会とする。

2 総会には代議員以外の正会員も参加することができるものとする。

（権限）

第15条 総会は、次の事項について決議をする。
（1） 会員の除名
（2） 理事および監事の選任または解任
（3） 会費等の額
（4） 理事および監事の報酬等の額
（5） 貸借対照表および正味財産増減計算書の承認
（6） 定款の変更
（7） 代議員の解任
（8） 解散および残余財産の処分
（9） その他総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

2 役員の選任において、立候補者数が選出すべき役員定数を上回る場合においては候補者ごとに投票を行い、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数が多い順に当選者を決める。役員の選出方法の詳細は、役員選出規程を別に定めて規定する。

（開催）

第16条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後、3箇月以内に1回開催する他、必要がある場合に開催する。

（招集）

第17条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 総代議員の議決権の5分の1以上の議決権を有する代議員は、会長に対し、総会の目的である事項および招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 前項の請求がなされた場合は、会長は、請求のあった日から6週間以内の日を総会の開催日とする総会の通知を発しなければならない。

4 総会を招集するときは、理事会が決定した会議の日時、場所、目的および法令で定めるその他の事項を記載した書面をもって、少なくとも2週間前までに通知しなければならない。

5 会長は、前項の書面による通知の発出に代えて、代議員の承諾を得て、一般社団法人および一般財団法人に関する法律施行令の定めるところにより、電磁的方法により通知を発出することができる。この場合において、会長は、同項の書面による通知をしたものとみなす。

（提案権）

第18条 代議員の議決権の30分の1以上の議決権を有する代議員は、代表理事に対し、総会の日の6週間前までに、一定の事項を総会の議題とすることを請求できる。

2 代表理事は、前項の請求があったときにおいては、当該議案の要領を他の議案と同等に扱い、審議事項を記載した書面に掲載し、総会を招集する通知を行わなければならない。

（議長）

第19条 総会の議長は、その総会において出席した代議員の中から選任する。

（議決権の数）

第20条 総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

2 代議員たる総会の議長は、議決権1個を行使できる。

（決議）

第21条 総会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
（1） 会員の除名
（2） 代議員の解任
（3） 監事の解任
（4） 定款の変更
（5） 解散
（6） その他、法令で定められた事項

（議決権の代理行使）

第22条 代議員は、総会運営規則に定めた手続きに従って、代理人によってその議決権を行使できる。代理人によってその議決権を行使する代議員は、総会に出席したものとみなす。

（書面による議決権の行使）

第23条 総会に出席できない代議員は、総会運営規則に定めた手続きに従って、書面により議決権を行使できる。書面により行使した議決権の数は、出席した代議員の議決権の数に参入する。

2 前項の書面による議決権の行使は、一般社団法人および一般財団法人に関する法律施行令の定めるところにより、電磁的方法により、これを行うことができる。

3 第1項の代議員の権利の保全のため、代表理事は総会の招集の通知に際して、法務省令で定めるところにより、代議員に対して、議決権を行使するための書面を、議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類とともに交付しなければならない。これらの書面は、希望する代議員の承諾を得て、一般社団法人および一般財団法人に関する法律施行令の定めるところにより電磁的方法によって送付することができる。

（議事録）

第24条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。議事録には議長および他の出席した代表理事が署名または記名押印する。

2 議事録は総会の日から10年間主たる事務所に備え置くものとする。

第6章 役員

（役員の設置）

第25条 本協会に次の役員を置く
（1） 理事 15名以上20名以内
（2） 監事 3名以内

2 理事のうち1名を会長、3名以内を副会長とする。

3 前項の会長ならびに副会長をもって、一般社団法人および一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

4 一般社団法人および一般財団法人法第91条第1項第2号に定める代表理事以外の理事であって、業務を執行する理事（以下、業務執行理事という。）として選定される理事の定員は、10名以内とする。

（理事、監事の選任）

第26条 本協会の役員である理事および監事は、総会の決議によって選任する。理事および監事の選任に際して、会長は選挙を実施する旨の告知を行い、立候補者を募る。理事会は、立候補者のうち役員たるに相応しい者を推薦できる。

（会長、副会長ならびに業務執行理事の選任）

第27条 会長、副会長ならびに業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選

任する。
（理事および監事の構成）
第28条　本協会の理事の構成においては、各理事について、当該理事およびその配偶者、または３親等内の親族、その他特別な関係のある者である理事の合計数が、理事の総数の３分の１を超えることになってはならない。この規定は、監事の構成においても準用する。
２　本協会の理事の構成にあっては、他の同一の団体の理事または使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数が、理事の総数の３分の１を超えることになってはならない。この規定は、監事の構成においても準用する。
（監事の条件）
第29条　本協会の監事には、本協会の理事（親族その他特殊な関係がある者を含む。）および本協会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊な関係があってはならない。
（理事の職務および権限）
第30条　理事は理事会を構成し、法令およびこの定款の定めるところにより、職務を執行する。
２　会長ならびに副会長は、法令およびこの定款の定めるところにより、この法人を代表してその職務を執行する。
３　副会長は、会長が欠けたときまたは会長に事故があるときは、会長の職務を代行する。副会長の職務および代行の順序は、役員選任後の最初の理事会において決議する。
４　業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
５　会長、副会長ならびに業務執行理事は、毎事業年度に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告をしなければならない。
６　会長、副会長ならびに業務執行理事は、職務を執行するに際して、その執行につき補助を求める機関等の設置や人員の確保を、理事会の承認を得て実現できる。
（理事の取引の制限）
第31条　理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、総会において、当該取引に関する重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。
（１）　自己または第三者のために本協会の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
（２）　自己または第三者のために本協会と取引しようとするとき。
（３）　本協会が、その理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本協会とその理事との利益が相反する取引をしようとするとき。
（監事の職務および権限）
第32条　監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
２　監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務および財産の状況を調査することができる。
（監事の選任に関する監事の同意等）
第33条　理事会が監事の選任に関する議案を総会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。
（役員の任期）
第34条　理事および監事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
（役員の解任）
第35条　総会は、その決議によって理事および監事を解任することができる。ただし、監事を解任する場合は総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。
２　理事会はその決議によって、会長、副会長および業務執行理事を解任することができる。
（役員の報酬等）
第36条　本協会は、理事に対して総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。監事に対しては、総会において個々の監事に対して定めた報酬支給額を報酬等として支給する。
２　総会において定める理事に支給する報酬等の総額および個々の監事に対する報酬支給額、ならびに総会において別に定める報酬等の支給の基準はこれを公開しなければならない。

第７章　理事会

（構成）
第37条　本協会に理事会を置く。
２　理事会は全ての理事をもって構成する。
（権限）
第38条　理事会は、次の職務を行う。
（１）　本協会の業務執行の決定
（２）　理事の職務の執行の監督
（３）　代表理事および業務執行理事の選任および解任の決定
（４）　理事のうち、事務局職員として常勤する理事の指名
（５）　その他、理事会が行うべきものとして法令またはこの定款で定められた事項
（開催）
第39条　理事会は、年４回の定例理事会を開催する他、必要がある場合に開催する。
２　理事会の開催日は、本定款第30条第５項の規定を満たすよう設定されなければならない。
（招集）
第40条　理事会は、会長が招集する。
２　会長以外の理事は、会長に理事会開催の目的である事項を示して、理事会の開催を請求できる。
３　前項の請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合には、その請求をした理事が理事会を招集することができる。
４　会長が欠けたときまたは会長に事故があるときは副会長、副会長に事故のあるときは各理事が理事会を招集する。
第41条　理事会を招集する者は、理事会の日の１週間前までに、各理事および各監事に、その通知を発しなければならない。
２　前項の規定にかかわらず、理事および監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを行うことなく、理事会を開催できる。
（理事会の議長）
第42条　理事会の議長は、会長がこれにあたる。会長および副会長に事故のあるときは、出席理事の互選により議長を選出する。
２　会長および副会長に対する解任動議が提出された場合においては、当該解任決議案の対象となった会長および副会長が議長を務めていた場合には、議長の地位を辞任しなければならない。
３　前項において後任の議長の選出を行う場合は本条第１項に準じて行う。
（理事会の決議）
第43条　理事会の決議は、決議についての特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
２　採決にあたって議長は、賛否を明らかにした自らの議決権１個を行使できるものとする。
（理事会の決議の省略）
第44条　理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき、議決に加わることができる理事の全員が、書面または電磁的記録により、同意の意思表示をした時は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものと見なす。
２　前項の規定は、監事が当該提案に異議を述べたときには適用しない。
３　本条第１項に定める同意の意思表示を行おうとする理事は、決議の目的である事項について提案をした理事に対し、十分な説明を求めることができる。
（理事会への報告の省略）
第45条　理事または監事が理事および監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。
２　前項の規定は、本定款第30条第５項に規定する代表理事および業務執行理事が定期的になすべき自己の職務の執行状況の報告には適用しない。
（議事録）
第46条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　出席した会長および副会長ならびに監事

は、前項の議事録に署名または記名押印する。
3　議事録は理事会の日から10年間、主たる事務所に備え置くものとする。
（理事会議事運営規程）
第47条　理事会の議事運営に関し必要な事項は、法令または本定款に定めるものの他、理事会において別途定める理事会議事運営規程による。

第８章　教育認定委員会

（教育認定委員会）
第48条　本協会に教育認定委員会を設置する。
2　教育認定委員会は、７名以内の委員で構成する。委員のうち１名は業務執行理事が就任する。当該業務執行理事は、理事会において、本定款第30条第５項に規定する報告を行わなければならない。
3　教育認定委員会の委員は、理事会において選任および解任する。理事会は、教育認定委員会の委員の選任において、大学および大学院の教授および准教授の数が３名以上になるように努めなければならない。
4　教育認定委員会に委員長１名、副委員長若干名を置く。委員長および副委員長は理事会が任命する。
5　教育認定委員会は次の事項を行う。
（１）　本協会の教育事業に関する年間計画案を策定し、理事会に提出すること。
（２）　本協会が行う精神科認定看護師の認定事業に関し、その内容の向上を図ること。
（３）　本協会が行う学術集会の開催に関し、その内容の向上を図ること。
（４）　本協会が行う調査研究の水準の向上を図ること。
（５）　前各号の他、本協会が行う精神科看護に関する事業の内容の向上を図る上で必要であると判断した措置について理事会に提案し、その実施を求めること。
6　削除
6　前項の規定にかかわらず、理事会は代表理事が必要と認めた委員について、代表理事からの提案を受けた場合においては、当該委員に支給する報酬の額を定めることができる。
7　教育認定委員会の運営に関する細則は理事会において定めるものとする。

第９章　都道府県支部

（支部の設置）
第49条　本協会は、都道府県を単位として１都道府県ごとに１支部を置く。支部は理事会が決定した業務を行う。
（正会員の支部への所属）
第50条　本協会の正会員は、自らの勤務先もしくは勤務先のない正会員にあっては居所が所在する都道府県の支部に属するものとする。
（支部運営の組織）
第51条　各支部に支部運営の責任者である支部長を置く。支部長は支部運営にあたり、支部に属する会員の意見を聴取する機関の設置および支部の業務を遂行する上で必要な役割を担う者を任命することができる。
2　理事会は、各支部の支部長を任命し、解任する。この場合において、理事会は、当該支部の会員の意見を参考にできる。
3　本定款に規定していない支部の運営の細目については、理事会が別に定める支部運営規則によるものとする。

第10章　資産および会計

（財産の管理）
第52条　本協会の財産は、理事会が管理する。
2　理事会は、その決定により、財産の管理業務の一部を代表理事あるいは業務執行理事に委ねることができる。
3　理事会は、本協会の財産の管理に関し、本定款の規定を補完する会計規程を制定できる。
（事業年度）
第53条　本協会の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月31日に終わる。
（事業計画および収支予算書）
第54条　本協会の事業計画書、収支予算書、資金調達および設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。
2　前項の書類については、定時総会において提示して内容を報告するとともに、主たる事務所および従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。
3　事業計画書、収支予算書、資金調達および設備投資の見込みを記載した書類を変更する場合は、会長が変更書類を作成し、理事会の承認を受けなければならない。
（事業報告および決算）
第55条　本協会の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得なければならない。
（１）　事業報告
（２）　事業報告の附属明細書
（３）　貸借対照表
（４）　正味財産増減計算書
（５）　貸借対照表および正味財産増減計算書の附属明細書
2　前項に規定する監事の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号の書類については、定時総会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については総会の承認を得なければならない。
3　本協会は、第１項の書類の他、監査報告を主たる事務所に５年間、また、従たる事務所に３年間備え置くとともに、定款を主たる事務所および従たる事務所に、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第11章　事務局

（事務局の設置）
第56条　本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。
2　理事会は事務局の責任者を任命し、解任する。この場合において、理事会は会長の意見を参考にすることができる。理事会において事務局の責任者に任命されたものは、事務局長を名乗ることができる。
3　事務局職員は、事務局責任者の推薦を得た者について会長が任命する。
（事務局の運営）
第57条　事務局の運営に関し必要な事項は、理事会の承認を得て会長が定める。

第12章　顧問

（顧問）
第58条　本協会に、顧問および支部顧問を置くことができる。顧問は会長が任命する。支部顧問は、支部長が任命する。
2　顧問および支部顧問は、諮問に応じて情報を提供する以外の権能を有しない。
3　顧問および支部顧問は原則無給とする。ただし、理事会が議決した場合においては、顧問料を支払うことができる。

第13章　定款の変更および解散

（定款の変更）
第59条　この定款の変更は、総会の決議によって変更することができる。
（解散）
第60条　本協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。
（剰余金の非分配）
第61条　本協会は、剰余金の分配を行うことができない。
（残余財産の帰属）
第62条　本協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律第５条第17号に掲げる法人、または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第14章　公告の方法

（公告の方法）
第63条　本協会の公告は、電子広告により行う。
2　事故その他やむを得ない事由によって、前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第15章　雑則

（他の法人を支配するに足る株式保有等の禁止）
第64条　本協会は、無議決権株式の保有または議決権も含めて受託者に信託する場合を除き、他の法人を支配することが可能になる株式等の保有、あるいは他の法人を支配することが可能になる出資を行ってはならない。

（保有株式に係る議決権行使の禁止）

第65条　本協会は保有する株式（出資）に係る議決権を行使してはならない。

（理事会決議による役員の責任の一部免除）

第66条　理事会は、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員等の職務の執行状況、その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、賠償責任額から一般社団法人および一般財団法人に関する法律第113条第１項に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、これを免除することを決議することができる。

２　前項の規定の適用に際しては、一般社団法人および一般財団法人に関する法律第114条の定めを遵守することを要する。

（責任限定契約締結の承認）

第67条　本協会は、一般社団法人および一般財団法人に関する法律第115条に規定する外部役員等と、一般社団法人および一般財団法人に関する法律第115条が規定する責任限定契約を締結することができる。

２　前項の責任限定契約を締結する際において、本協会が、一般社団法人および一般財団法人に関する法律第115条に規定する外部役員等に対し、任務を怠ったときに生じた損害について支払いを求める賠償金請求金額は、当該外部役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、一般社団法人および一般財団法人に関する法律第113条に定める最低責任限度額と同じ金額とする。

第16章　補則

（委任）

第68条　法令およびこの定款に定めるものの他、本協会の運営に必要な事項は、総会もしくは理事会の議決により定めることができる。

附則

１　この定款は、一般社団法人および一般財団法人に関する法律および公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う整備等に関する第121条第１項において読み替えて準用する同法第106条第１項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

２　この法人の最初の代表理事は、末安民生、天賀谷隆、大塚恒子、山本哲生とする。

３　一般社団法人および一般財団法人に関する法律および公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う整備等に関する第121条第１項において読み替えて準用する同法第106条第１項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第51条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附　則　　平成28年６月10日
第４条　一部改正
令和４年６月17日
第12条および第13条追記
その他一部改正

第３号議案　令和５年（2023年）度正会員会費の額について

令和５年（2023年）度の正会員会費の額を年額10,000円とする。

※令和４年（2022年）度と同額

第４号議案　補欠役員の選任について

退任理事に伴う役員の補充選出として以下の者を推薦する。

役　員　推　薦　名　簿（案）

一般社団法人日本精神科看護協会

No	役職名	氏　名	支部	所属施設名
1	理事	中庭　良枝	東京都	一般社団法人日本精神科看護協会
2	理事	山﨑千鶴子	東京都	一般財団法人精神医学研究所附属東京武蔵野病院
3	理事	花田　政之	新潟県	医療法人白日会黒川病院

＊補欠役員の任期は、退任した前任者の残任期間とする（一般法66条　条件付選任決議）

第５号議案　令和４年（2022年）度役員報酬上限額について

令和４年（2022年）度の役員報酬上限年額について以下のように提案する。

※令和３年（2021年）度と同額

令和４年（2022年）度役員報酬上限額年額

理事17名に支給する報酬総額　7,500万円

注記：常勤役員の給与・退職給与引当金・講師等報酬。
非常勤理事の役員報酬は無給とし講師等報酬のみを支給。

監事に支給する報酬総額
遠藤宗孝　60万円
吉野百合　30万円
内野隆幸　30万円

令和３年（2021年）度活動評価と令和４年（2022年）度活動方針

令和３年（2021年）度活動評価

１．自然災害や新型コロナウイルス感染症なども災害としてとらえ、災害発生時の会員やその所属施設に対する支援体制の検討と見直しを行う。

〈本部〉

１）災害発生時の支援内容について、行政による災害支援情報の共有を図り、医療福祉関係団体との協働について検討を始めた。

２）災害ボランティア登録制度の見直しや災害対応マニュアルの見直しについては、特に感染症を含めた内容となっていないため、今後引き続き見直しに向けた検討を行うこととした。

３）新型コロナウイルス感染症の拡大・遷延化においても、精神科医療機関の事業継続が行えるよう、BCP に係る知識・情報の提供および具体的な実施内容の紹介を行った。

〈支部〉

１）災害発生時の情報収集については、各支部独自のネットワークにより情報を収集し、本部への共有を図る取り組み等を行った。

２．本部と支部の教育支援体制を明確にし、会員所属施設、本部、支部が一体となって、精神科看護者を養成することのできる教育支援体制を構築する。

〈本部〉

１）教育支援体制における本部と支部の役割機能を検討し、精神科看護職のクリニカルラダーを作成した。

２）精神科看護職のクリニカルラダーに関して、全国の支部に向けた説明会や支部個別の相談会を開催した。さらに、活用推進に向けて「日精看スタディガイド」への掲載、紹介動画の作成およびホームページ上に公開した。

３）本部と支部が一体となった教育支援体制について検討し、支部に周知した。

４）集合およびオンライン研修会は計画通り実施した。

〈支部〉

１）コロナ禍にあっても研修会を計画・実施し、開催数を通常に戻すよう努めた。

令和４年（2022年）度活動方針

１．精神科看護職の倫理的課題の解決に向けた活動を推進する。

〈本部〉

１）倫理的課題解決に係わる研修会を開催し、所属施設で倫理に関する指導的役割が担える者を養成する。

２）倫理綱領と「精神科看護職の倫理綱領とモヤモヤ MEMO」について、学術集会や協会の情報誌を通して普及啓発活動を実施する。

３）精神科医療機関の看護管理者に向けた倫理綱領に関する普及啓発活動を実施する。

〈支部〉

１）精神科医療・看護における倫理的課題について、倫理綱領を活用した検討や学びの場を設ける。

２．身体的拘束に頼らない看護実践の具現化に向けた活動を推進する。

〈本部〉

１）学術集会等において身体的拘束の最小化に向けた臨床の取り組みを共有する。

２）日本精神科看護協会としての「隔離・身体的拘束の指針」を策定する。

〈支部〉

１）身体的拘束の実態について、本部と協働して情報の収集と把握に努める。

３．精神科看護職のクリニカルラダーの普及と教育事業における本部・支部の役割を検討する。

〈本部〉

１）精神科看護職のクリニカルラダーの普及および活用にむけた情報収集・発信を行う。

２）精神科看護職のクリニカルラダーをふまえた研修会を実施する。

３）教育事業における本部と支部の役割の整理にむけて、地区別教育委員長会議を開催し意見交換を行う。

〈支部〉

１）精神科看護職のクリニカルラダーの普及および活用にむけた研修会・交流会を実施する。

２）精神科看護職のクリニカルラダーをふまえた研修会を実施する。

３）教育事業における本部と支部の役割の整理にむけて、地区別教育委員長会議に参加し意見交換を行う。

４．精神保健医療福祉体制の充実に向けた政策提言を行う。

〈本部〉

１）精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に関する制度やその他の精神医療・看護に係る情報を収集し、都道府県支部並びに会員施設へ発信する。

２）活動理念の実現と今後の精神保健医療福祉体制の充実をめざした政策提言を積極的に行う。

〈支部〉

１）都道府県事業や市町村の協議の場等へ支部役員および会員施設の看護職がより積極的に参画できるよう働きかけを行う。

２）政策調査事業等に関しての調査協力を行う。

5．自然災害、新興感染症など、災害発生時の支援体制について引き続き検討する。

〈本部〉

1）災害発生時の支援内容について検討を行う。

2）災害ボランティア登録制度の見直しを行う。

3）新興感染症を含め、BCP を意識した災害対応マニュアルの見直しを行う。

〈支部〉

1）災害発生時の状況について情報収集および本部への情報提供を行う。

報告

1）令和４年（2022年）度　事業計画および予算について

精神科看護職の職能団体としての役割を見失うことなく、社会から求められている精神科看護職として進むべき方向性を示し、実践につなげられる事業活動を行う。

Ⅰ．精神科看護領域の学術振興を図り、その成果を活用して精神障がい者を支援する事業

1．学術集会の開催

1）第47回日本精神科看護学術集会
　月　　日：2022年６月24日（金）～25日（土）
　開 催 地：沖縄県宜野湾市　沖縄コンベンションセンター
　開催方法：新型コロナウイルス感染予防の観点より、会期を３日間から２日間に短縮し、現地とオンデマンド配信によるハイブリッド方式で開催する。

2）第27回 日本精神科看護専門学術集会
　月　　日：2022年11月19日（土）～20日（日）
　開 催 地：島根県松江市　島根県立産業交流会館（くにびきメッセ）

3）学術集会専用ホームページの管理および運用と改修を行う。

2．講座・セミナー開催

1）講座・研修会の開催
（1）　活動方針をもとに重点項目を定め、それに則って倫理や精神科看護職のクリニカルラダーをふまえた研修会を開催する
（2）　オンライン研修会および東京研修会場、ネット九州における研修会の年間計画を作成し、開催する。
（3）「看護実習指導者講習会」を e-ラーニング（一部集合研修／東京研修会場）で開催する。
（4）　精神保健医療福祉の動向をふまえ、テーマを設定したトピックス研修会や支部研修会を開催する。
（5）　医療安全に関する取組の推進と、それらに対する国民の理解および認識を深めることを目的としたフォーラムを開催する。
（6）　国・自治体等の補助金事業の申請を行う。
（7）　東京都よりの委託を受け、東京都版退院後支援ガイドライン・退院支援のための研修会を開催する。
（8）「特定行為研修制度」に関して、精神科病院における特定行為研修制度の普及を図ること、他の指定研修機関と連携して特定行為研修修了者を養成することなどに関する検討を行う。
2）精神科看護職のクリニカルラダーの周知および活用に関する活動を行う。

3．精神科認定看護師の認定に関する事業

1）第17回精神科認定看護師受講資格審査の実施
　月　　日：2022年11月８日（火）
　開催方法：検討中
2）精神科認定看護師の養成
　精神科認定看護師教育課程に基づき研修会、実習を実施する。
3）第27回精神科認定看護師認定試験の実施
　月　　日：2023年２月18日（土）～19日（日）
　場　　所：東京都
4）第27回精神科認定看護師認定審査会の実施
　精神科認定看護師の認定および認定更新等に関する審査を行い、その結果を理事会に答申する。
　月　　日：2023年３月
　場　　所：東京都
5）精神科認定看護師制度に関する広報活動
（1）　精神科認定看護師制度の普及を図るための企画を日本精神科看護学術集会および日本精神科看護専門学術集会において実施する。
（2）　精神科認定看護師制度の普及を図るために精神科認定看護師制度ガイドブック令和４年改訂版を PDF により発行する。
（3）　精神科病院や一般病院に向けて精神科認定看護師制度の普及を図るために広報活動を行う。
6）精神科認定看護師制度の改正にむけた検討および準備を行う。

4．研究助成事業

一般に公募のうえ、１件30万円を上限に、最大３件までを選出する。

5．学術集会誌の編集

学術集会誌の編集を行い、メディカルオンラインに掲載する。
（1）　日本精神科看護学術集会誌（Vol.65.No１）
（2）　日本精神科看護学術集会誌（Vol.65.No２）

6．政策企画事業

精神保健医療福祉領域における調査および検討を行い、結果をまとめて公開する。
1）政策調査事業助成金事業に関して一般に公募のうえ、１件50万円を上限に最大２件までを選出する。
2）厚生労働省の担当部局に要望書を提出する。
3）次期診療報酬改定に向けた調査を実施する。
4）厚生労働省補助金事業に申請をする。
5）精神科看護職の倫理綱領について情報誌に連載を開始し周知する、また倫理に関する研修会も実施する。
6）地域包括ケアシステムの構築に向け情報を収集し会員施設へ発信する。

Ⅱ．精神障がい者の自立をめざす活動に協力し支援する事業

1．精神障がい者が制作した作品の紹介や展示会の開催

精神障がい者が制作する芸術性の高い作品の展覧会を開催し、精神障がい者の社会参加の場を提供する。また、展示会を通して精神障がい者への理解を深める啓発の機会とする。
1）わたしが見つけた！アート写真コンテストを実施し、展覧会を開催する。
2）「障害者の文化芸術活動を推進する全国ネットワーク」に参加する。

2．精神障がい者スポーツ交流会・音楽会等の開催

精神障がい者を交えたスポーツ交流会・音楽会等を支部において開催する。

3．「日精看しごとをつくろうプロジェクト」を実施し、精神障がい者の就労支援を行う。

4．「就労支援フォーラム NIPPON2022」に運営実行委員として参画する。

「就労支援フォーラム NIPPON」
　月　　日：2022年12月17日（土）～18日（日）
　場　　所：Web 開催

5．被災地におけるメンタルヘルスに関する支援

1）「福島県外避難者心のケア訪問事業」の申請を行う。

Ⅲ．一般公衆に精神保健医療福祉に関する普及啓発する事業

1．「こころの日」の実施

1）「こころの日」行事の推進
（1）　新型コロナウイルスの感染拡大によるこころの健康への影響に対して、インターネットを活用し、こころの健康の普及啓発を行う。
（2）　協会独自の事業として、関係団体と

の連携を図りながら実施する。
2）精神保健医療福祉に関する広報の推進
（1） 協会ホームページ等を活用し、精神保健医療福祉についての情報発信を行う。
（2） 他団体と連携した啓発活動を行う。
（3） 効果的な広報の方法について検討する。

2.「こころの健康出前講座」の推進
1）都道府県支部事務局の広報活動向上のための支援を実施する。
2）社会貢献活動としての「こころの健康出前講座」を推進する。

3. 児童虐待に関する普及啓発および支援活動を実施する。
パパカードを活用し、児童虐待予防支援活動を実施する。

4. 出版物の監修・情報誌の発行事業
1）ナーシング・スターを日精看ニュースにリニューアルし、継続教育や倫理、政策、精神科認定看護師等に関する連載を入れ、執筆、編集および発行を行う。
2）精神障害・精神科看護への理解を促す出版物の監修を行う。

Ⅳ. その他の事業（相互扶助事業）
1. 支部において会報誌を編集および発行する。

2. ホームページで会員向けの情報提供を行う。

3. 精神科看護管理ニュースを定期的に発信する。

4. 会員間の相互啓発、相互扶助の推進、会員間の懇親を図る催しを行う。

5. 会員表彰を行う。
1）功労者、優良会員の表彰を行う。
2）精神保健福祉連盟関連表彰の推薦を行う。
3）支部において表彰者を選考し表彰する。

6. 会員の慶弔を行う。

Ⅴ. 収益事業
1. にっせいかん青物横丁クリニックを運営する。

Ⅵ. 管理事業
1. 定時総会の開催
1）選挙管理委員会を1回開催する。

2. 理事会等の開催　4回／年

3. 組織強化活動
1）全国支部長会議を1回開催する。
2）全国支部事務局長会議を1回開催する。
3）地区別教育委員長会議を各地区1回開催する。
4）会計担当者会議を開催する。
5）支部に対して支部実態調査を実施する。
6）組織強化活動の支援のため協会役員を担当支部に派遣する。

4. 日精看ネット九州の運営を支援する。

5. 支部サポート部門において、支部運営に困難が生じている支部に対して事務局業務のサポートを行う。

6. 関係諸団体と緊密に連絡をとり、必要に応じて役員を派遣し連携を図る。

7. 情報システムに関する事業
1）情報収集・分析と提供
（1） ホームページ管理を行い、内容の充実を図る。
（2） ニュースや報告書等のデータをホームページ上で提供する。
2）協会と支部事務局、会員個人とのネットワークの構築
（1） 協会ホームページおよびシステムのリニューアルを図る。
（2） 支部研修会情報を随時更新する。
（3） メールマガジンを定期的に配信する。
3）協会情報システムIT化に向けた支援申請書類のIT化を推進する。

8. 災害発生時の支援事業
1）災害発生時の支援内容についての検討を行う
2）災害ボランティア登録制度の見直しを行う
3）災害マニュアルの見直しを行う

報告

2）令和5年（2023年）度　学術集会開催地について

（1） 日本精神科看護学術集会を以下の通り開催する。
第48回日本精神科看護学術集会
2023年6月2日（金）～6月4日（日）
北海道札幌市　　札幌コンベンションセンター

（2） 日本精神科看護専門学術集会を以下の通り開催する。
第30回日本精神科看護専門学術集会
2023年11月22日（水）～11月23日（木・祝）
埼玉県さいたま市　　ソニックシティ（公益財団法人埼玉県産業文化センター）

2022年度収支予算書内訳表

2022年 4月 1日から2023年 3月31日まで

科　　目	実施事業等会計							
	研修会事業	認定事業	学術集会	学会誌刊行	研究活動助成	政策企画事業	教育認定委員会	障がい者アート
Ⅰ　一般正味財産増減の部								
1．経常増減の部								
（1）経常収益								
受取会費	0	0	0	0	0	0	0	0
正会員受取会費	0	0	0	0	0	0	0	0
賛助会員受取会費	0	0	0	0	0	0	0	0
事業収益	130,426,000	55,959,000	29,064,000	0	0	0	0	0
学術集会参加料収益	0	0	27,544,000	0	0	0	0	0
研修会受講料収益	130,426,000	31,891,000	0	0	0	0	0	0
精神科認定看護師認定料収益	0	24,068,000	0	0	0	0	0	0
こころの健康出前講座収益	0	0	0	0	0	0	0	0
出版物の監修、情報誌の発行事業収益	0	0	0	0	0	0	0	0
協賛広告料収益	0	0	1,520,000	0	0	0	0	0
相互扶助事業参加料収益	0	0	0	0	0	0	0	0
医療看護（クリニック）事業収益	0	0	0	0	0	0	0	0
受取補助金等	550,000	0	0	0	0	0	0	0
受取地方公共団体補助金	0	0	0	0	0	0	0	0
受取民間助成金	550,000	0	0	0	0	0	0	0
受取寄付金	0	0	0	0	0	0	0	350,000
受取寄付金	0	0	0	0	0	0	0	350,000
雑収益	0	0	0	0	0	0	0	0
広告料収益	0	0	0	0	0	0	0	0
雑収益	0	0	0	0	0	0	0	0
経常収益計	130,976,000	55,959,000	29,064,000	0	0	0	0	350,000
（2）経常費用								
事業費/管理費	87,535,000	32,119,000	33,920,000	3,800,000	600,000	1,358,000	576,000	1,210,000
役員報酬	0	0	0	0	0	0	0	0
給料手当	2,533,000	213,000	18,000	0	0	0	12,000	0
退職給付費用	0	0	0	0	0	0	0	0
法定福利費	0	0	0	0	0	0	0	0
福利厚生費	0	0	0	0	0	0	0	0
懇親会費	0	0	0	0	0	0	0	0
会議費	3,170,000	281,000	186,000	0	0	8,000	0	10,000
会場費	8,745,000	5,910,000	7,320,000	0	0	0	0	93,000
旅費交通費	17,007,000	5,175,000	8,600,000	0	0	260,000	560,000	160,000
通信運搬費	8,124,000	843,000	325,000	0	0	1,000	0	111,000
減価償却費	0	0	0	0	0	0	0	0
消耗什器備品費	0	0	0	0	0	0	0	0
消耗品費	1,859,000	178,000	475,000	0	0	10,000	0	387,000
教材費	102,000	30,000	10,000	0	0	0	0	0
修繕費	0	0	0	0	0	0	0	0
新聞図書費	50,000	0	0	0	0	0	0	0
印刷製本費	5,430,000	990,000	2,780,000	0	0	0	0	187,000
コピー費	2,336,000	0	12,000	0	0	0	0	0
光熱水料費	0	0	0	0	0	0	0	0
広告宣伝費	0	0	0	0	0	0	0	0
地代・家賃	0	0	0	0	0	0	0	0
リース料	290,000	172,000	0	0	0	0	0	0
保険料	220,000	720,000	0	0	0	0	0	0
業務委託費	3,323,000	6,372,000	13,199,000	3,800,000	0	1,059,000	0	110,000
諸謝金	33,557,000	9,617,000	940,000	0	0	0	0	100,000
表彰費	0	0	0	0	0	0	0	0
租税公課	0	0	0	0	0	0	0	0
支払手数料	449,000	108,000	35,000	0	0	10,000	4,000	2,000
支払負担金	0	65,000	0	0	0	10,000	0	0
支払助成金	0	0	0	0	600,000	0	0	0
慶弔費	0	0	0	0	0	0	0	0
配布物品費	10,000	1,395,000	0	0	0	0	0	0
法人住民税	0	0	0	0	0	0	0	0
雑費	330,000	50,000	20,000	0	0	0	0	50,000
経常費用計	87,535,000	32,119,000	33,920,000	3,800,000	600,000	1,358,000	576,000	1,210,000
当期経常増減額	43,441,000	23,840,000	△4,856,000	△3,800,000	△600,000	△1,358,000	△576,000	△860,000

（単位：円）

実施事業等会計						その他会計	収益事業		法人会計	合　計
スポーツ大会	災害地支援事業	こころの日事業	フォーラム事業	監修・誌面発行	出前講座事業	相互啓発・扶助	クリニック	物件管理		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	341,600,000	341,600,000
0	0	0	0	0	0	0	0	0	341,280,000	341,280,000
0	0	0	0	0	0	0	0	0	320,000	320,000
0	0	0	0	5,000,000	455,000	1,695,000	6,840,000	0	0	229,439,000
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	27,544,000
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	162,317,000
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24,068,000
0	0	0	0	0	455,000	0	0	0	0	455,000
0	0	0	0	5,000,000	0	0	0	0	0	5,000,000
0	0	0	0	0	0	800,000	0	0	0	2,320,000
0	0	0	0	0	0	895,000	0	0	0	895,000
0	0	0	0	0	0	0	6,840,000	0	0	6,840,000
0	0	80,000	0	0	0	2,000,000	14,132,000	0	100,000	16,862,000
0	0	0	0	0	0	2,000,000	14,132,000	0	100,000	16,232,000
0	0	80,000	0	0	0	0	0	0	0	630,000
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	350,000
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	350,000
0	0	35,000	30,000	0	0	0	0	1,740,000	810,000	2,615,000
0	0	0	0	0	0	0	0	0	260,000	260,000
0	0	35,000	30,000	0	0	0	0	1,740,000	550,000	2,355,000
0	0	115,000	30,000	5,000,000	455,000	3,695,000	20,972,000	1,740,000	342,510,000	590,866,000
117,000	580,000	7,911,000	30,000	31,260,000	1,874,000	11,877,000	26,029,000	1,362,000	388,537,000	630,695,000
0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,200,000	1,200,000
35,000	0	436,000	0	0	3,000	193,000	19,100,000	0	149,280,000	171,823,000
0	0	0	0	0	0	0	0	0	8,000,000	8,000,000
0	0	0	0	0	0	0	3,300,000	0	21,027,000	24,327,000
0	0	0	0	0	0	0	600,000	0	200,000	800,000
0	0	0	0	0	0	0	0	0	540,000	540,000
15,000	0	660,000	0	0	33,000	367,000	0	0	4,347,000	9,077,000
10,000	0	1,202,000	0	0	105,000	291,000	0	0	2,686,000	26,362,000
20,000	180,000	1,746,000	30,000	155,000	287,000	1,231,000	850,000	0	22,455,000	58,716,000
4,000	0	176,000	0	7,607,000	72,000	873,000	750,000	0	17,072,000	35,958,000
0	0	0	0	0	0	0	0	0	13,591,000	13,591,000
0	0	0	0	0	150,000	0	0	0	660,000	810,000
3,000	0	427,000	0	0	103,000	128,000	300,000	0	7,226,000	11,096,000
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	142,000
0	0	0	0	0	0	0	80,000	1,120,000	4,805,000	6,005,000
0	0	0	0	0	0	0	50,000	0	846,000	946,000
0	200,000	812,000	0	6,900,000	55,000	4,890,000	0	0	11,950,000	34,194,000
4,000	0	146,000	0	5,000	94,000	177,000	100,000	0	2,895,000	5,769,000
0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,985,000	3,985,000
0	0	140,000	0	0	0	0	0	0	620,000	760,000
0	0	0	0	0	0	0	0	0	58,067,000	58,067,000
0	0	287,000	0	0	0	0	494,000	0	6,539,000	7,782,000
0	0	0	0	0	0	40,000	130,000	0	386,000	1,496,000
0	150,000	425,000	0	16,500,000	453,000	33,000	0	42,000	23,925,000	69,391,000
20,000	50,000	777,000	0	53,000	459,000	2,013,000	0	0	5,660,000	53,246,000
0	0	0	0	0	0	1,000,000	0	0	0	1,000,000
0	0	0	0	0	0	0	0	200,000	11,240,000	11,440,000
1,000	0	55,000	0	40,000	25,000	28,000	25,000	0	4,253,000	5,035,000
5,000	0	50,000	0	0	1,000	0	250,000	0	1,015,000	1,396,000
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	600,000
0	0	0	0	0	0	469,000	0	0	0	469,000
0	0	358,000	0	0	5,000	0	0	0	0	1,768,000
0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,600,000	3,600,000
0	0	214,000	0	0	29,000	144,000	0	0	467,000	1,304,000
117,000	580,000	7,911,000	30,000	31,260,000	1,874,000	11,877,000	26,029,000	1,362,000	388,537,000	630,695,000
△117,000	△580,000	△7,796,000	0	△26,260,000	△1,419,000	△8,182,000	△5,057,000	378,000	△46,027,000	△39,829,000